

平成24年6月土佐清水市議会定例会会議録

第8日（平成24年6月19日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 矢野川 周平君 | 2番 | 森 一美君 |
| 4番 | 西原 強志君 | 5番 | 永野 裕夫君 |
| 6番 | 岡林 喜男君 | 7番 | 永野 修君 |
| 8番 | 岡崎 宣男君 | 10番 | 岡林 守正君 |
| 11番 | 仲田 強君 | 12番 | 井村 敏雄君 |
| 13番 | 橋本 敏男君 | 14番 | 武藤 清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

|    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 3番 | 小川 豊治君 | 9番 | 瀧澤 満君 |
|----|--------|----|-------|

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則君 |
| 議事係長 | 池 正澄君 | 主 幹 | 藤倉 加奈君 |
| 主 事 | 平林 怜君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 市長             | 杉村 章生君 | 副市長                | 吉村 博文君 |
| 会計管理者<br>兼会計課長 | 酒井 紳三君 | 固定資産評価員心得<br>兼税務課長 | 浦中 伸二君 |

|                    |         |                              |         |
|--------------------|---------|------------------------------|---------|
| 企画財政課長             | 山田 順行 君 | 総務課長                         | 山崎 俊二 君 |
| 消 防 長              | 濱田 益夫 君 | 消 防 署 長                      | 弘田 正明 君 |
| 健康推進課長             | 山下 毅 君  | 福祉事務所長                       | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長            | 横山 周次 君 | 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長        | 坂本 和也 君 |
| まちづくり<br>対 策 課 長   | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長                  | 泥谷 光信 君 |
| 産 業 基 盤 課 長        | 磯脇 堂三 君 | 水 道 課 長                      | 山本 豊 君  |
| じんけん課長             | 中山 直喜 君 | しおさい園長                       | 倉本 和典 君 |
| 教 育 長              | 村上 康雄 君 | 学 校 教 育 課 長                  | 黒原 一寿 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長  | 山下 博道 君 | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 徳井 直之 君 | 監査委員事務局長                     | 中山 優 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時 0分 開 議

○副議長（岡林喜男君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成24年6月土佐清水市議会定例会第8日目の議会を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者についてご報告をいたします。

武藤 清議長が所用のため、遅刻、3番小川豊治君、9番瀧澤 満君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、ご報告をいたします。

なお、議長が出席するまでの間、私が議長職をとらせていただきます。よろしく願いいたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番 永野 修君。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、台風がどうも本市を上陸するのか、はたを通るのかわかりませんが、大きい台風が近づいておるようでございます。

大変心配されますけれども、持ち時間の間、頑張っていきたいと思っております。

なお、私は嵐を呼ぶ男ではございませんので、どうか皆さん、ご安心をしていただきたいというように思います。

通告に基づきまして、質問してまいりたいと思いますが、その前に、少し気になったことがございますので、申し述べたいと思います。

地震対策について、市長以下担当部署の職員の方は、機会あるごとに市民に説明しているようでございます。その中で、津波の高さが31.8mに達する場所は、松尾地区の大堂というところではございます。このように説明をされているようでございます。

松尾はご承知のように、足摺岬に接する地区ですので、大堂が松尾に入ろうが、足摺になろうが、そんなに大きな違いはないかもしれませんが、大堂と赤磐は昔から大字足摺岬の一部でございます。市民に間違っただけで説明しますと、何ぼええこと言っても、人は信用しなくなるのではないのでしょうか。私はそのように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

電気と市民生活についてでございます。

市民の日々の生活の中で欠くことのできないのが電気と水道であります。ふだんは当然のように利用しておりますが、一たん止まりますと、思い知らされるところでありまして、まさにライフラインの花形であります。

電気は主に石炭や石油、天然ガスを燃料としているようでして、地球温暖化対策として、当時の鳩山総理は、CO₂発生を25%削減する、その代替エネルギーは原子力とする政策を出してはいたのですが、今般の原発事故により、大幅な見直しがされようとしております。

菅内閣では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用が打ち出され、再生可能エネルギー買い取り価格が示されました。化石燃料や原子力と比較しますと、大幅なコストアップであります。新聞報道などによりますと、日本の電力に占める再生可能エネルギーの割合は9%で、水力を除けば1%のようであります。

そのため、今後、再生可能エネルギーによる発電は、大幅な増加が予想されております。まことに結構な話ではありますが、地球温暖化のことも心配ないし、何よりも自宅の屋根に機械を設置すれば、電気はすべて再生可能エネルギーで賄う時代が来るかもしれません。

ただ、自分の家へ機械を設置できない市民は、現在の電気料金より何倍も高い電気料金が必要となります。さらに、電気料金の値上げは、食料品をはじめ、あらゆる物価に影響があるようであります。

年金生活者や低所得者には、大きな問題であります。昔から両方ええことはめったにない。こんなことも言われておりますが、再生可能エネルギーでつくった電気もいいことづくめとはいかないように思われます。

まず初めに、総務課長にお伺ひしますが、四国電力管内でも伊方原発が停止しております。

ことしの夏は電気が不足するので、7%、この間の新聞では5%に下がったというようなことも出ておりましたけれども、いずれにしましても、節電をするように報道されているところですが、節電はどのように実施されるのか、市民にはどのように説明するのか、総務課長にお伺いします。

○副議長（岡林喜男君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

この5月の末に市のほうにも四国電力より協力の要請がありました。市民への周知についてですが、市の広報、来月号、7月号のほうにこれは環境課のほうからなんですけど、CO₂削減のこともあって、節電のお願いを掲載する予定です。

また、四国電力のほうからも、節電の協力のお願いを掲載してほしい旨、依頼がありまして、同じ7月号に掲載をする予定になっております。

それから、節電についてですけど、大震災以降、電力不足が言われるようになりまして、特に昨年から市庁舎についても節電に努めているところですが、この市の庁舎についての節電なんですけれど、まず、空調については温度28度に設定をする。不要な箇所や昼休み、可能な時間帯で停止をする。照明につきましても、箇所や時間帯で小まめに消灯をする。それからOA機器ですけど、各職員にパソコンを配置しておりますけれど、スタンバイモードと言いまして、使用しなくなったときにすぐ自動的に停止するというシステムですけど、切れるまでの時間を短く設定をする。ノー残業デーを週に1回実施してありますが、その日は6時以降、消灯を徹底する。それから22年の夏から総務課のほうにデマンド監視装置というのを設置しております。これは30分ごとの庁内の電力の消費量を測定して、設定の消費量を超えると警報音が鳴るというシステムなんですけれど、警報音が出たときにはもちろんのことですけど、監視画面にリアルタイムで消費量、また予測値等も表示されるようになっております。細かくチェックをして、超えそうになったときには、エアコンの温度を上げたり、停止したり、そういった対応をしているところです。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ありがとうございます。

私の家でも7%、5%の節電をせんといかんとおもいますが、なかなか7%がどれくらいなものかということがわかりにくいのが一般の家庭ではないろうかと思えます。

できれば、こんなことをすれば7%の設定が可能であるというようなことも、これは専門的な分野に入るかもわかりませんが、もし、そういうふうなものもあるようでしたら、今後の広報などで市民にも周知をしていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市長にお伺ひいたします。

朝日新聞の世論調査でございますけれども、原発事故を受けましての調査でございますが、将来的に脱原発賛成74%で圧倒的であります。定期検査で運転停止している原発の再稼働に関しては、国が求める安全対策が達成されればという条件をつけた回答では、再稼働賛成51%、反対35%であります。

杉村市長は、高知新聞の調査に対して、原発は段階的に廃止、伊方原発の再稼働は条件をつけて再稼働としており、世論調査とほぼ同じ内容のようでございます。

私には、原発のことは全くわかりませんが、福島第一原発の場合は、稼働していた原発も停止していた原発も事故を起こしておるということでございますので、稼働と停止は関係なかったようにも聞くとお伺ひいたします。そうであるなら、安全対策が十分なされたという原発については、稼働することによって、市民に余分な負担をかけないことができるのではないかとお伺ひいたします。

このたび、市長は、伊方原発を視察されたと報道されておりますが、伊方原発を見て、どのような感想をお持ちであるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、お話ありましたように、過日、愛媛県のほうで四国の市長会がございまして、その後、関係の25市長が視察に行かせていただきました。高知県からは私と須崎市と安芸市の3市長でございました。

見た結果、一言で言いますと、福島第一原発の反省に基づきまして、例えば非常用電源であるとか、その他、今、特に問題になっているところがほぼ整備されておりますので、国が責任をもって安全であるということになれば、大丈夫かなという感想は持っております。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） きょうの新聞でしたか、今朝の新聞でしたか、愛媛県知事もどうも前向きなような考え方に変わってきたということのようでございますが、いずれにしても、愛媛県は大きな工場もございまして、いろいろなことがある形で電力の消費も多い県だと思ひますので、これがとまると7%であろうが、5%であろうが、かなりの打撃もあるのではないかと

というふうな点も含まれているのではないのかなというふうにも推測するわけでございます。

次に、震災がれきの受け入れについて、市長にお伺いしたいと思います。電気と市民生活ということとは少し乖離をしますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

東北3県のがれき処理は、予定よりも大幅におくれているということが報道されております。この間も九州でがれきを搬送する車と阻止をしようとする住民がトラブルになったということが報道されておりました。

また、このがれきの焼却を決めた市長を殺すと脅迫して、脅迫した男が逮捕されたとも聞くところでございます。この人は九州の人ではなくて、岐阜県の人で、殺すつもりはなかったが、受け入れ方針が許せなかったなどと供述しているようでございます。

北九州市と岐阜県、余り関係がないように思いますけれども、このような過激な行動は、この問題の複雑さをあらわしているように思います。

私は、12月議会で、絆について質問をいたしました。困ったときこそ絆を強め、助け合っていくべきだという思いであります。義援金を寄附することももちろん大切であります。がれき処理の問題はお金では解決できない問題ではなからうかと思っております。幡多広域で運営している溶融炉でがれき処理はできないかと考えますが、この件についてどこまでどのような話し合いがされてきているのか、また、杉村市長はどのように考えられておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 日時はちょっと資料を持っておりませんが、この問題に関することも含めて、幡多広域のごみ処理に関する会議が開かれました。そのときに、このことが問題になりまして、自由討論のような格好でそれぞれの首長が意見を出し合いました。

率直に言いまして、会長である四万十市の市長さんは、議会の意向も受けて、受け入れについては慎重な意見でございました。その他の市町村長も積極的に賛成する人はありませんでしたけれども、私は基本的に日本民族の連帯と助け合いということで、あなたのおっしゃる絆に通ずると思っておりますけれども、国が責任をもって安全だということであれば、それを受け入れて、全国の国民がその地区の東北地方の負担を分け合って、処理して協働することこそ、日本民族の連帯ではないかということと言いまして、あくまでも前提は国が大丈夫というチェックがあるわけですが、それで受け入れすることも考えるべきであると言いまして、ところが、結論としてはご承知のとおり、今、広域のごみ処理は25年度まで3年間の大修理に入っております、それが解決するまでは、現実問題として受け入れられませんので、結論としてはその工事が完了するまでは、受け入れられないと。ただし、その事前に工事が終了するまでに、もう

1回こういう会議を開いてどうするかをお互いに話し合いをするということで、6市町村が意思統一しまして、その統一見解で6市町村がそれぞれ国・県に対して公式に態度表明の返事をしております。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ありがとうございます。

震災がれきというのは、一番には放射能の問題、あるいはまたいろいろとアスベスト、それから重金属とか、いろいろなものがまざっておるのではないかというようなことで、受け入れについて非常に慎重になるということは十分理解できるわけでございますけれども、振り返って本市のことを考えたときに、ダイオキシンで非常に焼却場の設置とか、稼働とかいうことに大変悩まされたところでございます。

ただ、これとはイコールにはいかないことかもわかりませんが、いずれにしても、このがれき処理というのは、どこかで処理をせんと解決しない問題だろうと思っておりますので、それぞれの市町村長さんは、それぞれの考え方があろうかと思っておりますけれども、またひとつ前向きなことも場合によっては考えて、ぜひ、協力をできるところは協力するというようお願いをしたいと思います。

次に移ります。

水道事業についてでございます。

水道課長にお伺いしますが、どうしても課長の顔を見ると、有害鳥獣のことで非常にこれまでいろんなことでお世話になったことが思い浮かびますけれども、どうかこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

自宅の給水装置が壊れたとき、簡単な故障なら、器用な人はこれも簡単にできるようにも聞くところでございます。こんな場合、自分で修理することは許されるのかどうか、課長にお尋ねをいたします。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 以前はイノシシで大変にお世話になりました。今後、水のほうでまたお世話になると思います。よろしくお願ひします。

土佐清水市給水条例第11条第1項で、給水装置の工事は市長または市長が水道法第16条の2第1項の規定による給水装置工事の指定した者が施工するとあり、市水道課、または指定給水装置工事事業者のみが修繕することができます。

現実問題として、露出した水道管の簡単な修繕は個人でも対応は可能かと思っておりますが、漏水

等であれば減免等の関係もあり、そのことを証明できかねます。市長が指定した業者であれば、その確認も可能であり、後日、減免対応もしております。市に問い合わせ等があり、修繕を必要とする場合は、指定業者を紹介しております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 続いて、漏水についての質問でございます。

漏水を発見し、業者に修理を依頼しても、すぐ来てくれないときもあるように聞くところがございますが、こんな場合でも市民は自分の責任で業者を探し、修理をしてもらわなければならないのか、水道課に連絡すれば、それなりの対応をしてくれるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 給水条例第28条、水道使用者等の管理上の責任の中で、給水装置に異常があるときは、直ちに市長に届出なければならないとあります。市に連絡があった場合は、異常の内容について確認し、例えば断水状態とか、異臭であれば、すぐに現場へ出向き、近隣の状況も直接確認するよう心がけています。水圧がない場合には、すべての蛇口を締めて、水道メーターが回っておれば、宅内漏水の可能性もあることから、その場合には使用者において指定業者に依頼の上、修繕していただく旨、説明させていただいております。

基本、メーターから本管側は市の責任において、メーターから家屋側については使用者責任で管理修繕をお願いしております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） メーターから蛇口までは使用者責任ということでございますけれども、なかなか来てくれないと、先ほど言いましたように、そういう場合もたまにあるわけです。そのときのことですが、いろいろなことで漏水を自分で発見したというような場合は、すぐ直してもらいたいと、直してほしいというのが人情ではなかろうかと思っております。依頼を受けた業者もいろいろな都合があって、すぐには対応できない場合もあるかもわかりませんが、水道業者はできれば何をおいても、すぐ駆けつけてくれると、駆けつけなければいかんというような条件とか、義務とかいうものは、業者には課しているのか、いないのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 土佐清水市水道工事協同組合と日直・夜間・休日当番に関する委託契約を結んで、常時、対応できる体制整備を実施しております。

市街地と足摺・松尾・大谷地域を除く半島地域は7業者が週毎の輪番制、その他の地区は地元業者も年間を通じて対応できるように体制はしいております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） わかりました。水道組合、業者が休日とか夜間とかいうことには、輪番制で対応してくれるということでございますので、一応、安心したいと思います。

次に、漏水ですが、漏水を発見するのがおくれた、あるいはまた直すのが遅くなったというような場合には、水道料が非常に高くなったというようなことも聞きます。そんな場合には、水道料、倍くらいになって1万円のようなになったというようなことも聞くわけですけど、そんな場合はどんなことになるのでしょうか。減免とかなんとかというものはないのでしょうか。お伺いします。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 土佐清水市給水条例施行規則第19条では、その漏水の届出の日から修繕完了の日までの日割りにより使用水量を軽減することができる。ただし、特別な事由があると認めるときは市長の認定によるとあります。

これによって、取扱要綱を定めておまして、使用水量の軽減については2分の1とし、期間については、期間の遡及の限度であります。60日としております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 遡及60日、結構長い期間、遡及してくれるようでございますが、そこで、先ほど、水道業者にお願いしてもすぐ来てくれないというようなことがある場合、時によってはあるということですが、このことは市内の水道業者が不足をしているのではないかなというようなことも考えられるわけですが、本市に登録をされておる指定工事店、これはどれくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

(水道課長 山本 豊君自席)

○水道課長(山本 豊君) 本年4月現在の指定水道工事事業者であります。市内25業者、市外31業者の計56業者であります。市内25業者のうち、18業者が土佐清水市水道工事協同組合に加入しております。

以上です。

○副議長(岡林喜男君) 7番。

(7番 永野 修君発言席)

○7番(永野 修君) 市内25、市外31、市内よりも市外の業者のほうが多いということのようでございます。

市外の業者には、漏水があったけん、直してやというようなこと言っても間に合わんと思えますけれども、市内の25ある業者、これは常時営業しておる業者でしょうか。そこらあたり、実態を把握されておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長(岡林喜男君) 水道課長。

(水道課長 山本 豊君自席)

○水道課長(山本 豊君) 実態把握については、把握しております。ただし、専門的に水道だけやられておる業者もおりますし、ガスとか、ほかの関係の方、やられている業者もおります。組合に入っている業者が18業者、主に組合に入っている業者が活動しております。その中で、市と休日・夜間等の契約を13業者がしております、主にその13業者が主体となっております。

○副議長(岡林喜男君) 7番。

(7番 永野 修君発言席)

○7番(永野 修君) 市内で13の業者が常時営業しておるということのようでございますので、数としたらそんなに少なくないと思いますが、できればそういうことが市民からの要望がすぐかなえられるような形をぜひとっていただきたいと思えます。

そこででございますが、安全でおいしい水の供給というのは、水道業者として最も重要なことだと思います。水道の指定業者は、土木や建築業などの事業者以上に、日ごろから技術の向上はもとより、市民との対応などについて、常に留意をしていかなければならないことだろうと思えます。水道事業者に対する指導はどのように行われておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長(岡林喜男君) 水道課長。

(水道課長 山本 豊君自席)

○水道課長(山本 豊君) 年1回、土佐清水市水道工事協同組合と水道課との技術を含めた

情報交換の場は設けております。

ただ、指定事業者には、必要な情報の取得と技術力向上に合わせて廃止届や給水装置工事主任技術者の選任、解任等の変更手続を同時に行う研修の機会を設ける必要がある旨の決定が、平成20年3月21日付、厚生労働省水道課長通知があり、本来は水道事業者が実施すべきであります。小規模な水道事業者では独自開催は負担が大きいことや、給水装置工事事業者の会に参加する方の中には、複数の水道事業者から指名を受けているものもあり、そのすべての研修に参加することも不合理な面もあることから、日本水道協会高知県支部及び高知県簡易水道協会合同で、県を3ブロックに分け、研修会を実施することになっております。これは3年に1回行っております。

平成22年11月9日には、四万十会場で実施されており、他の会場での受講者も含め、本市関連56業者のうち、47業者74名が受講しています。

受講申し込みの際に、給水装置工事主任技術者選任状況及び変更がある場合の届もさせており、現況確認を実施しています。それによって、廃止・取消も実施しております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 水道業者指定店と言いますか、これになるためのことについて、少しお聞きしたいと思います。以前は、水道課で一定期間勉強することが、指定工事店を受けるための条件というふうな時期もあったと聞くところですが、現在はどのようなことで指定工事店と言いますか、その許可が受けられるのかどうか、手続についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 水道法施行規則に定められた様式第1号による申請書に必要事項を記載し、市長に提出し、土佐清水市指定給水装置工事事業者証の交付を受ける必要があります。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 水道法何条と言われても余りよくわかりませんが、水道法で定められた資格を持って、それで持った方が申請をすれば、許可が出すことができるというようなことの理解でよろしいでしょうか。

○副議長（岡林喜男君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 議員のおっしゃられたように、以前は技術力確保の観点から、市町村で条例に基づき、技術者の資格試験を実施していたようではありますが、平成8年6月の水道法改正により、全国統一的な資格として厚生労働大臣により交付される国家資格となっております。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） わかりました。これも時代の流れだというように思いますけれども、以前のような形でやっていたのも、それはそれなりにまた一つのええ面があったのではないだろうかというように思いますけれども、時代がそういう形になっておりますので、時代に乘った形で運営をしていかないかんとは思います。

そこで、この水道のことについては、最後になりますが、これは市長にお伺いしたいと言いますか、提案をさせていただきたいと思えます。

この質問をつくるときに、給水条例と言いますか、条例を見ておりましたところが、給水条例と規則とかいうものが中で少し一致をしないところがありました。具体的なことについては申しませんが、そういうことを課のほうにも指摘をさせてもらったわけですが、今、インターネットで本市もそうですけれども、すべての条例・規則というものがインターネットで公表されております。小さなミスでも全国の人が見ているということも考えなければいけません時代になったと思えます。老婆心でございませぬけれども、条例・規則の不備は場合によっては、市民に迷惑が及ぶということも考えられるわけですが、このことは水道課以外の条例についても、見直しや修正、そういうことがなされていない場合があるのではないかなというように心配するところがございます。この際、このすべての条例を総点検してはどうかと思えます。今、どういう形でやられておるか分かりませんが、以前、昔は準則というものが流れて、余りその点、ミスすることが少なかったようにも思うわけですが、特に水道とか、準則がないような条例の場合は、そういうことでミスがややもすると出てくる場合があると思えますが、そういうことも含めて、この際、総点検をしたらどうかと思えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 事前の打ち合わせの協議の中で、具体的に何カ所かそういうお話も担当課長から聞かせていただきました。そのときに本当に汗をかくような思いをして、申しわけ

ないというか、恥ずかしい思いでございます。これは各課長、歴代の管理者を含めて、例えば条例改正であったり、規則改正であったりするときは必ず文言が全体的に整合性がとれておるかどうか、総務課の法規担当の補佐も含めて協議するというのが慣習であるわけでございますけど、そこがどこか抜けておったのかどうか、具体的には例えば、条例の改廃等で条を削除した場合なんかは、条が繰り上がって、条例の第何条というのを変えないといかんわけですけど、本文の訂正はできておっても、その第何条という打ち出しのところがミスがあったりしている箇所があるというふうにちょっと聞きましたので、ご指摘ありましたように、なるべく早く全面見直しをせないけません、これは総務課で一本管理で全部見るというのは、物理的に不可能でございますから、とりあえず各課長が自分の所管の条例につきましては、実行できると思うんですけども、その下部の規則、その他について、もう1回点検するように庁内で徹底したいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） 次に移りたいと思います。

観光振興と施設管理についてでございます。

初めに、観光振興について、産業振興課長に質問をしたいと思います。

5月のゴールデンウィークですが、ことしの。天候にもある程度恵まれましたので、昨年の大震災の影響から、一定、持ち直すのではないかとというように観光業者の方は期待も多かったようでございますが、客足は余り伸びなかったというようなことも聞くところでございます。足摺観光が一番華やかな時期というときは、スカイラインの入り口から足摺の駐車場まで車が渋滞をした。今思いますと、夢のような時代もありました。

ことし、また流れる車を見ておって、感じたのは、観光の方の乗ってくる車が、全体的に小型とそれからエコカーになっておったということだと思います。中には、関東方面から来たと思われるような軽自動車を見かけたところでございます。

それとまた、相反するようなことになりましたが、外国の車、外車がまたこれも非常に目にとまったゴールデンウィークの状況のようでもございました。

外車が非常にふえたということは、国民の好みの多様化というようにとらえたらええのか、格差社会ということがよく言われますが、そういうことのひとつのあらわれというように判断したらええのか、迷うところでございますが、そういうことでございました。

少し前置きが長くなりましたけれども、ことし前半の観光客の入込状況について、産業振興課長にお伺いしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 産業振興課長。

(産業振興課長 泥谷光信君自席)

○産業振興課長(泥谷光信君) ことしの入込状況ということなのですが、まだ正式と言いますか、数値としては把握していないのが現状であります。

ただ、ご承知のように、昨年、平成23年というのは、大変厳しい状況でありまして、23年度の数字をちょっと紹介させていただきますと、これは観光統計に基づいた数字なんですけど、23年度68万6,000人と推計されております。これは前年度の87万人に対しましては、18万4,000人の減となっております。また、同時に宿泊者数についても、23年度に宿泊された観光客数が18万6,000人と推計されておまして、これも前年の22万4,000人に対しまして、3万8,000人の減となっております。

この前年度と比べ、大幅に減少している最大の要因というのは、やはり東日本大震災の影響や高速道路の休日1,000円の割引、そういった制度の廃止が大きく影響していると考えております。

ご質問の24年度の前半なのですが、ゴールデンウィークも確かに入込客数は伸び悩んだというそういう状況になっております。

今後も、このような厳しい状況というのは続くものと予想されております。ですから、その対策といたしましては、引き続いて、団体客の誘客促進につながる旅行会社へのアプローチと言いますか、インセンティブ事業をはじめ、個人型観光客の対策といたしましても、地域振興券である万次郎券、そういった事業、それからイベントによる集客対策なども随時実施をやって、観光客の落ち込みを食いとめる、こういう事業展開をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長(岡林喜男君) 7番。

(7番 永野 修君発言席)

○7番(永野 修君) ありがとうございます。課長が、後半答弁されたことは、今から聞こうかと思ひよったところですけど、もう一度聞きます。

新しくこの産業振興課というのができて、初代の課長としてそこに座られるわけですが、いろんなことを考えられておると思います。場合によったら市長以上の発想でやられるのではないのかなというように非常に期待もするわけですが、もう一度、課長、もう少し従来のこういうこと、ああじゃこうじゃいう、細かい点も結構でございますが、課長の観光振興に対する思いをお聞きしたいと思います。

○副議長(岡林喜男君) 産業振興課長。

(産業振興課長 泥谷光信君自席)

○産業振興課長(泥谷光信君) 先走って申しわけありません。

基本的な方針としましては、これまでの観光政策を継承していくということに変わりはないですが、基本的な方針といたしましては、地域経済の活性化、そういうものを図るために、やはり観光産業の持つ即効性、それから普及性、そういったものを市民と一緒に実感できるような、そういう観光振興の政策を推進したいというふうに考えております。

具体的な視点と言いますか、具体的な政策については、国際観光の推進であったり、これは今年度から取り組んでおります外国人の観光客を誘致するインバウンドの事業、こういったものの受け入れ体制の整備というのも、ひとつには含めてやっていきたいというふうに考えておりますし、やはりジョン万次郎を観光資源とする誘致対策と言いますか、誘致を促進してまいりたいというふうにも考えております。

また、広域観光の推進と言いますか、幡多広域の観光協議会との積極的な連携、四万十・足摺エリア、こういった大きな観光圏を巻き込んだ効果的な事業を促進していきたいというふうにも考えております。

さらに、これは産業基盤課とも連携して取り組んでいかななくてはならないんですが、やはり優しい観光地づくりの推進ということで、足摺岬、竜串、そのバリアフリー化と言いますか、そういった高齢者、障害を持っている方々も積極的に受け入れができるような観光地、そういったものを今後、目指していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ありがとうございます。

全国の観光地は、本市に限らず、非常に今、苦戦をしておるというのが大方の観光地のようでございますので、ただ、満塁ホームランを打てるようなそんなことは余り期待せんほうがええがじゃないろうかと思えます。どうか、継続は力なりというようなこともございますので、そういうふうなことも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

次に、産業基盤課長にお伺いしたいと思えますが、これから質問しようとするのが、また産業振興課長のほうからの答弁の中にありましたので、課長の答弁がまた私の質問と重複するというようなことにもなるかもわかりませんが、よろしくお伺いしたいと思えます。

足摺宇和海国立公園は、昭和47年に指定になったということでございます。全国で26番目ということでございますが、国立公園指定と同時に竜串・足摺岬には、多くの観光施設が建設されたということでございます。それから40年、足摺の観光、本市の観光もかつてのような勢いはなくなってきておりますけれども、年間70万人と言われる観光客は、本市の経済を潤しているのはご案内のとおりだと思います。

昭和40年当時でございますが、当時の観光客は、若者が圧倒的に多かったということでございます。道も悪かったけれども、観光客は若者が圧倒的に多かったという時代でございます。大きなリュックを背負う、俗にいうカニ族というお客さんでありましたが、現在は高齢化時代を反映して、バスとか自家用車で四国88カ所をめぐるお遍路さん、この姿を多く見かけるようになったという時代でございます。観光施設の中には、国や県、あるいは本市が設置したものなど、いろいろあるようでございますが、これらの施設の中には耐用年数も経過して、老朽化した施設もたくさん出てきているのではないかとこのように思います。

また、本市の観光客が若者から高齢者、シニアに変化をしているということもございますので、先ほど、産業振興課長からは話がありましたけれども、今の時代に適応できるような施設であるかどうか、産業基盤課長としてその実態をどのように把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 産業基盤課長。

（産業基盤課長 磯脇堂三君自席）

○産業基盤課長（磯脇堂三君） お答えします。

4月に観光施設等を所管する産業基盤課長の拝命を受け、まだ短い期間でございますが、観光地の公衆トイレの修繕を既に何件か行っており、多くの施設で老朽化が進んでいるとは認識をしております。

足摺岬、竜串地区の観光施設の修繕につきましては、これまで県にも要望し、昨年度は足摺岬展望台の応急修理、遊歩道の修繕、遊歩道の転落防止柵の改修、公衆用トイレの修繕等も行ってきました。

ただ、県、市の予算も限られておりますので、思うように修繕・改修が進んでいないのが現状と思われまます。

観光施設の老朽化は、観光地にとって寂れた印象を与え、マイナスのイメージになると思われます。今後とも引き続き、関係機関と協力しながら、老朽化の改善に向けて県にも要望していきたいと考えております。

また、先ほど、振興課長も申されましたけれど、昭和47年に国定公園から国立公園に昇格し、多くの観光客が本市を訪れてくれています。

近年は、国民全体の高齢化の進展に起因するかどうかは不明でございますけれども、高齢者の観光客が多くなったと観光業者から伺っております。

観光施設のバリアフリー化は、観光振興を図る本市にとっては、大変重要な課題と認識しております。観光施設のバリアフリー化に向けて、多くの観光施設を設置している高知県、環境省等と連携をとりながら、今後、その対策について協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） ぜひ、今後の取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。当然のこととありますが、本市だけで対応できることは限られておりますので、国とか県とか、そういうところへの働きかけと言ひますか、そういうことをぜひ含めて、やっていただきたいと思ひます。

最後の質問です。

このゴールデンウィークに足摺岬の遊歩道と言ひますか、あそこへつひている石灯り、外灯がまだ太陽がいっぱいなのに、早くからつひているでというようなお話を聞きました。私もそういうことを聞きましたので、行かんわけにはいきませんので、見に行かせてもらひましたが、まことまだお日さんがいっぱい照りよるときに、つひておりました。これもひとつ風情がないかと言へば、あるがではないろうかというようにも思ひますけれども、石灯り、灯りですでの、薄暗くなつてからつくようにしたほうがいいのではないかと思ひますが、課長はどのように思われておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○副議長（岡林喜男君） 産業基盤課長。

（産業基盤課長 磯脇堂三君自席）

○産業基盤課長（磯脇堂三君） 足摺岬の石灯りは、平成23年3月に整備を行い、これまで夜間の灯りとして運用してきましたが、灯りが点灯している時間は、季節を問わず夕方5時から翌朝7時までの間とされておりました。

先日、議員からご指摘を受け、現在夏場は夕方7時から翌朝5時までとしておられます。

今後は、夏時間、5月から10月までについては、夕方7時から翌朝5時まで、冬時間、11月から4月までは夕方5時から翌朝6時までの間を点灯したいと思っております。時間帯については、時間を設定するタイマーがございまして、そのタイマーを調整すれば、これは私が調整しましたので、職員で調整ができますので、今後、気をつけてこのエコも言われている中で、電気不足も言われている中で、気をつけて運用はしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長（岡林喜男君） 7番。

（7番 永野 修君発言席）

○7番（永野 修君） わかりました。ぜひ、そこらあたりの管理をよろしくお願ひしたいと思ひます。せっかく立派なものをつくつても、管理というのは、何もかもぐちゃぐちゃにすることも管理だと思ひますけれども、そういうふうな時間の設定などについても、夏時間、冬時

間というものがもし設定が簡単にできるようでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

以上で、すべての質問を終わります。

○副議長（岡林喜男君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時04分 再 開

○副議長（岡林喜男君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 通告に従いまして、質問を展開してまいりますので、簡明な答弁を期待をするものであります。

住宅新築資金等貸付事業と債権回収について質問をしております。

住宅新築資金等貸付事業は、市が金融機関のように資金を貸し付け、その返済を市が直接行うという異例の事業であります。

議会には予算決算議案として示されますが、一般会計の中でトータル処理をされていますので、事業返済が長期に及ぶにもかかわらず、単式簿記方式の行政会計のため、その全容がよくつかめないのが実態であります。

皆さんもご承知のとおり、安芸市において議会が立ち上がり、百条委員会を組織して集中審査を進めているところであります。

この結果いかんで、この事業における行政対応が問われることになり、事によっては、議会が訴訟を起こすことが現実のものになることも想像できます。

全国で21万件、6,700億円が融資をされ、今でも約700億円近い滞納があり、その債権のほとんどが不良債権として取り扱われています。本市においては、どのような実態となっているのか、住宅新築資金等貸付事業の検証を行い、その実態を執行部の皆さんや議員の皆さん、ひいては市民の皆様方に示すことができればというふうに思っております。

このような事業をどのように受けとめているのか、まずは市長にその所見を求めておきたいと思えます。

○副議長（岡林喜男君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ご承知のとおり、この問題につきましては、徳川300年を含めましての長期にわたるいわゆる人権差別の実態がありまして、そういう長い歴史の中でしいたげら

れた人たちに対して、その経済的な対策も含めて、何よりも住環境の整備等も含めまして、特別措置法ができて、今日に至っております、それは時限立法で廃止されましたけども、その期間中にその地域の人たちに対して、一般の金融機関から通常の金融のあり方では、貸し付けが得られない人、そういう人たちに対して、国や地方自治体が責任をもって、融資制度を始めたわけでございます。

それにつきまして、回収につきましては、もちろん一般の商慣習に従ってやるのは当然でございますけれども、貸し付けについては一般金融機関で借りられない人を対象にして貸しておりますから、最初から多少、問題はあったかとは思いますが、何よりも先ほど前段で言いましたように、長い間のしいたげられた人たちに対する特別措置であるということが基本的な趣旨でございますから、そういう方向で運営はされたと認識しております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） この一応問題については、徳川300年の歴史が物語っているというふうに市長の答弁でございます。

お金を金融機関から借りられない人に対してできた制度であるという認識であるという話がありました。

具体的に一応精査をしてみたいというふうに思います。事前にまちづくり対策課よりいただいた資料によりますと、貸付3資金の貸付件数は、トータルで272件、新築117件、改修137件、宅地、これは土地取得ですが、18件で貸付額はトータル8億6,014万9,577円となっております。

この内訳は、元金6億7,800万円ぐらい、利息分が1億8,000万円ぐらいであります。そのうち、滞納額は現在、トータルで6,542万8,886円となっており、本市財政規模から言えば、非常に大きなお金であります。しかも滞納額に未到来額中の滞納想定額をプラスをすれば、約7,100万円を超える額となり、実質この金額がこげついた債権となり、現状では回収することは非常に厳しい環境にあると言わざるを得ないわけであります。

この貸付金の原資については、市長もご承知のとおりだと思いますが。簡保資金、縁故債を充当しているため、郵便局や銀行に一財からの先払いをしてきたわけでありまして、まだ残っております、あと2,288万2,394円を平成32年度まで市が起債償還をしていかなければならず、その返済についての資金は一般財源から拠出され、いわば市民の大事なお金を充当することになります。

正常債権と問題債権の分類でありますけれども、正常債権は235件、要は償還額、償還率で言いますと、99%の償還率というふうになっております。残額はあと600万円近くとな

っているところでもあります。

問題なのは、当たり前のごとく問題債権でありまして、37件で償還残額、先ほど言いましたけれども7,100万円、償還率57.6%、いわゆる半分近くがこげつきという実態であります。

昨日の8番議員ではありませんが、借りたものは返すのが当たり前。仕組みでは返さなければならないということになっていますから、これは社会の常識であります。貸したお金は市民の貴重な税金でありますから、そのことを認識し、事業終結の平成6年から本気で回収のための努力をしてきたのか疑問であります。

今までに訪宅徴収や悪質滞納者に対する法的措置はどのように取り組んできたのか、どうして償還残額7,100万円もの巨額な問題債権を生み出したと分析しているのか、まちづくり対策課長に答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君）　まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長　木下　司君自席）

○まちづくり対策課長（木下　司君）　お答えいたします。

今までの債権回収の取り組みにつきましては、催告書の送付や電話連絡、個別訪問に加え、連帯保証人へ残額通知、場合によっては、親族と面談をし、支払いについての話し合いを行ってきました。

これらの請求や通告にも一切応じないようなケースでは、裁判所への支払督促の申し立てを行うことにより、支払いを始めてもらっております。

まず、昨年度は、債務者全員に債務承認をとっておりまして、この制度の趣旨を理解していただき、より積極的な償還計画に努めていただくよう説明をしております。

現在、償還中の貸付対象者は、一応20名で41件ありまして、償還がおこなわれている方もそれぞれ完納計画を立てて債務承認及び誓約書を取り、債務者及び連帯保証人が分納をしております。

特に問題の債権が3名の5件ありまして、1名の方については、債務者死亡後、連帯保証人2名のうち、1名もお亡くなり、もう1名についても支払い能力がなく、平成22年度末に対象の土地・建物を競売をいたしました。

また、残り2名の方についても、本人が死亡しており、競売の準備を進めると同時に、連帯保証人と支払いについて交渉をしております。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君）　13番。

（13番　橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） まちづくり対策課長から詳しく答弁をいただきました。催告や電話連絡、それから保証人に対する催促、そして、ある一定判断をしたが、支払督促なども今やっている。問題債権の中で、特に問題になっているのは3件あるということでありまして、そのこともしっかり答弁をいただきました。

どうしてこういうふうな巨額な債権を出したのかということの分析については、ちょっと述べられてなかったと思いますけれども、ぜひそのことも含めて、次の答弁でお願いしたいと思います。

全国では、新築資金や改修資金、そして土地取得などの貸付金を借りたはずなのに、その実態のないものが多数発覚していますが、本市においては、虚偽の貸し付けを行った事例はあるのか、そのような実態調査を行ったことがあるのか、もっと具体的に言うと、住宅新築資金等を借り受け、新築や改築、そして土地購入を行うわけではありますが、実績などの確認作業、すなわち報告書の提出、そして行政書類、諸表の提出とその保管についてどのようになっているのか、まちづくり対策課長に答弁を求めたいというふうに思います。

○副議長（岡林喜男君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えいたします。

先ほど、橋本議員さんのおっしゃいました虚偽の貸し付けはございません。

また、この事業についての必要書類はすべて整っておりますし、証拠確認として写真や検査報告書、建築工事請負契約書の写しについても、提出していただいております、まちづくり対策課のほうに保管しております。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 万事、しっかりと行政管理をしているし、そして報告を受けているということでもあります。

ただ、もう1回言いますが、分析をちょっと忘れていたというふうに思いますけれども、できれば分析のほうもお願いしたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） 分析ということですが、実は、当時をお聞きしますと、日本列島改造論ではありませんが、48年ごろはかなり景気がよくて、そういうことで借りて職もあるけん、払えるだろうということで借った方もいますが、それ以降、景気が低迷して、

離職になった方もおります。かなりそういう部分で離職になった方とか、そういう方が問題債権になっているというこの分析をしております。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） この制度ができた時点は、高度成長期で、非常に経済が躍進をしていた時代の制度でありますから、今は非常に景気が低迷したからということの分析です。それとプラス、市長ではありませんが、市長そのものが言いましたように、銀行で借りることができない。例えば、引き当てがなかなか調達できない方のための制度ということで、こういう事態になることというのは、遠からず想定をされていた事案であるというふうに私自身も思っていますし、市長の答弁からもそういうことなんだろうなというふうに思っています。

ただ、そういう背景はあったとしても、金融機関に対して素人同然の市が資金の貸し付けを行うわけですから、債権管理についても金融機関などのように、債権保全が万全な状態にないことは想像が付きまします。多分、貸し付けを行う審査は、事実上、フリーパスに近いものであり、連帯保証人についてもそれぞれ債務者同士の保証のし合い、保証能力のない連帯保証の保証が当たり前のように与信されていたということが現実ではないかと思われまします。

しかしながら、一度連帯保証を行い、不良債権となれば、借主と同じ債務を負うこととなります。当然、債権回収しやすいものから回収するという当たり前の行為が連帯保証人制度であります。その制度の認識について、今度は副市長にその見解と答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

連帯保証人は、主たる債務者を補完する存在ではなく、債務者と同等の地位となり、全く同じ義務を負うこととなります。

また、連帯保証人は、催告の抗弁権や検索の抗弁権はなく、債権者から請求されても、主たる債務者に請求を要求する権利はありません。

また、主たる債務者の資産があるかどうかの確認や執行を要求する権利もなく、債権者の請求に反論ができないこととなっております。

また、分別の利益は、連帯保証人は、一人ひとりが主たる債務の全額を保証しなければならないというふうになっております。

以上です。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○ 1 3 番 (橋本敏男君) そのとおりだと思います。

連帯保証人制度というのは、でもそれをやるか、やらないかの問題があるということであり
ます。制度自体はそういうことでもあります。

この制度についても、必ず連帯保証人というのは設定をされている。一応、その連帯保証人
に対して、そういうふうな債権回収ができたのかどうなのかというのが一番大きな問題であろ
うというふうに思います。

ただ、資力もない、引き当てもない、そういうふうな方が相保証というふうな形での連帯保
証という体験もありますから、それはできるかできないかわかりませんが、でも、そう
いう債権の回収のために仕組みとして、今、副市長がご認識をきちっと話をされましたので、
そういう認識があるならば、それはしっかり社会のルールとしてやるべきであろうというふう
に思うところであります。

この住宅新築資金等貸付事業における連帯保証人の今回、先ほど、連帯保証人制度について
の認識はよくわかりましたが、この住宅新築資金等貸付事業における連帯保証人の実態は、ど
のようになっているのか、多分、資力もない、相保証などの不適切な連帯保証であったのでは
ないかというふうには思いますが、37件の問題債権の連帯保証人の実態はどのようになっ
ているのか、これは直接担当しているまちづくり対策課長に答弁を求めたいというふうに思いま
す。

○副議長 (岡林喜男君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 木下 司君自席)

○まちづくり対策課長 (木下 司君) お答えいたします。

契約当初は、1件当たりの保証人は2名を設定をしておりました。その後、連帯保証人の死
亡等により、現在、問題債権のうち、連帯保証人が2人とも残っている方が4名で7件おりま
す。連帯保証人1人だけ残っている方が9名で17件、連帯保証人がいないのが5名、13件
でございます。

また、このうち、3名の連帯保証人については、債務者本人にかわり、支払いを行っており
ます。

以上でございます。

○副議長 (岡林喜男君) 13番。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○ 1 3 番 (橋本敏男君) 連帯保証人の本市の貸付事業における実態が確認できました。

もう既に時間も経過をしております、非常に長い間の期間、たったわけでありますから、

亡くなったり、少しわからなくなったりした方がいるだろうなというふうに想定はしましたけれども、37件のうち5名で13件、そういう状況があるということは非常にびっくりした数字であろうというふうに思います。

当然、債務者からその資金についての回収は、当然なされているというふうに思いますけれども、ただ、その債務者自身が今後、連帯保証人と同じで年をとり、高齢化していく、そしてお亡くなりになったときに、これについての非常にこの債権についてのゆゆしき問題が出てくるのではないかとというふうに思うところであります。

問題債権件数37件で、こげつき債権総額が7,100万円でありますから、単純に計算をいたしますと、1件当たり償還残額は約200万円ということになります。しかしながら、問題債権37件それぞれに濃淡があるということは当たり前のことで、1人当たりの貸付限度額最高1,550万円のこの事業のうち、現在、問題債権の償還残高の多いものはどのような実態にあるのか、先ほどちょっと全体の流れは、話は伝わりましたけれども、その中でトップ3についてお示しをいただければありがたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えいたします。

一番多い償還残高は1,168万円の債権で、現在、連帯保証人が分割支払い中でございます。

2番に多い償還残高は、1,164万円の債権については、本人及び子どもにより分割支払い中です。

また、3番目に多い償還残高980万円の債権については、債務者本人及び連帯保証人の2名も亡くなっており、現在、競売手続中でございます。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） トップ3が示されたわけですが、貸付限度額がマックスで1,550万円の事業でありますから、どれだけ借りたのかなということはちょっと想定すると、1人の方はまだ残っているのが1,168万円、もう1人の方は1,164万円、もう1人の方はこれ全員亡くなったんですね。一応、連帯保証人もいないということで、980万円、こんな状況が確認ができました。7,100万円のうちのトップ3がこういう環境であります。

この問題については、確かにこれ私債権なんですけれども、私債権管理条例が一応適用できるような範疇ではないのではないかとというふうに思います。市長の裁量でこれは減免したりということはなかなか難しいとなると、議会に対して債権放棄の議案という形であがってくる、

議決要件になりますから、その辺も踏まえたしっかりとした対応をしておいていただければありがたいというふうに思うところであります。

次に、住宅新築資金等貸付事業における不良債権の保全状態は、先ほど、まちづくり対策課長のほうから話がありましたけれども、劣悪最悪な環境であると認識せずにはられません。きちっと本来なら担保をとり、債権を保全するといったことも極めて不十分でありますし、延滞が生じた場合の保証人の徴収も相保証などといったことが行われていれば、その効果も期待ができない環境にあると言わざるを得ません。返済が行き詰まり、分納誓約を行っても、今のようにならずるとわずかばかりの分納でひきずる。先ほどの話が出てきましたけれども、トップ3なんかはまさにその典型例ではないのかなというふうに思います。

挙句の果てに、税金を投入して、その処理を行ったりするということになりはしないか、心配であります。市長の所感を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 実態は、今、明らかになりましたけど、私も基本的な仕組みは了解しておりますけれども、実態の詳細については、今、いろいろと勉強させていただきました。

基本的に、今後どうするかということでございますけど、幸いと言いは悪うございますけれども、安芸市の例のような非常に深刻なことではなくて、もっともっと整理がされていると思いますので、しかし、一方では、これだけの実態があるわけでございますから、非常に責任を感じております。これは私も含めて、歴代の責任者がこの歴史的な問題解決とはいえ、大きな制度上の問題として、政治的な判断も含めて責任を感じるわけでございますけど、今後はなるべく、一般の市税を投入しない形でどのように整理できるかと、これに焦点を絞らないといけません。ですから、ある意味、一定の期限を切って、言葉は悪うございますけども、財産の処分なども、あるいはする時期が来るのかなと考えておまして、何にしても、もうちょっと全体的に市内でこの問題をどうするか、集中的にちょっと対応せないかんなと考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長のおっしゃるように、安芸市のように、今、確認ができましたけれども、安芸市のように行政事務に非常に瑕疵があるというようなことは、うちはないのではないかなというふうに思います。

ただ、その行政執行に対して、非常に例えば対応力の問題があったということは否めないとしても、ただ、先ほど言いましたように、法的な何か抵触をしているような行為があるという

ことは、多分ないというふうに信じておりますし、多分、今の状況ではないというふうに思っています。

そこで、先ほど言いましたように、市長のほうからも話がありましたように、今後どうするかという話になってきます。市長は基本的にしっかりとした債権回収に向けた形を整えて、粛々とやりたいというふうな話もされておりましたけれども、まず、その前に22年度、23年度分の住宅新築資金等貸付助成事業補助金の活用実態について、まちづくり対策課長に示していただければありがたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えいたします。

住宅新築資金貸付助成事業には、2種類の補助制度がございます。一つは特定助成事業です。これは昭和53年度から61年度までの新築資金と貸付事業に伴い、借受人からの毎年の償還額とこれらの資金の財源とするため、市が起債した地方債の毎年の償還額との差額の一部を補助、利子補給する制度となっております。

もう一つは、償還推進助成事業です。

これは新築資金等の償還推進に要する経費の一部を補助する制度となっております。具体的な内訳といたしましては、基本的回収に係る事務費や督促、催告等の諸経費、また任意競売や強制執行、訴訟提起の手續費用、未償還額と行政執行等による取り立て額等の差額の補助として、国制度対象額の4分の3と県制度対象額の2分の1が本市の申請により、補助金として助成をされております。

また、平成23年度には、未償還額と行政執行等による取立額等の差額補助として、484万7,000円の助成を受けております。

今までに平成6年から23年度までの18年間で、特定助成事業の歳入となっておりますのは、4,655万8,000円、償還推進事業で歳入となっておりますのは、2,148万1,000円となっております。

以上でございます。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 助かったというんですか、こういう助成事業があるわけですから、できるだけ助成事業を活用して、債権回収に努めるような行政執行をしていただかなければならないというふうに思いますけれども、ただ、この助成事業についても、ある程度の形に入らなければ、これは使えないという制度ですから、そういう形までしっかり持っていくというこ

とが大事なのではないかなというふうに思っております。

一応、事前にまちづくり対策課からいただいた資料で、私なりに分析して問題債権回収活動指標、これは1件当たりの回収コストを算定することになります。これを算定しますと、これはどういう算定のあり方というのと、事業に対してこれを回収するために、どれだけ事務費がかかるんだということの対比ということで、理解をいただければありがたいと思います。

それで算定をすると、22年度で7万6,946円、1件当たり、問題債権37件のうちのこれだけコストがかかるということになります。

23年度分では、ちょっと上がりまして、12万2,490円、1件当たりのコストなんですが、そういうふうになっています。これを成果指標、例えば、回収をした金額と事務費との対比をしてみますと、一応、22年度は回収効率指標として234%ということになります。それから23年度は80%の回収効率ということになります。しかしながら、22年度については、競売配当の加算をされている実績値で計算をいたしました。それにしても非常に効率的な成果を上げているということが確認できます。

100%になったら、そこに対する経費と回収する債権の回収と同じ金額になるということになると思いますから、だから234%というのは非常に高い回収率であるというふうに思います。

それから、23年の80%の回収率は、20%ぐらい切れているというふうに指標ができるというふうに思います。事業にかかわるコストの業績を今、示しましたけれども、この業績についてどのような見解を副市長、持っているのか、お示しいただければありがたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） コストにつきましては、当然、具体的な部分はなかなか算定しにくい部分が当然ありまして、人件費をもって、その割合をもって、一定どのくらいのコストがかかるかというような算定しかできないというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたように、100%の回収であれば、一定、100%の経費を見込んで、プラスマイナスゼロと、一定、100%以上のものにならないと効果が出てこないというような判断もしております。できるだけそういう手順を踏みながら、100%以上の形のコスト高になるような徴収を努めていきたいというふうには思っております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 一応、これ事前にもらった資料なんですが、そこによると、この住宅新築資金等貸付事業にかかわる人の配分率がまちづくり対策課からいただいています。それ

は係長1名で従事量が12分の1、1年の1カ月はここにかかりよるということで答えをいただいています。

それから、担当1名、従事量が4分の1ですから、3カ月はこれにかかりよるということになります。そこから試算をした指標でありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

昨日の8番議員の質問ともちょっと重複いたしますけれども、私債権回収については、非常にシビアな事務手続が要求をされ、1担当課での業務にも限界があるということで、幾度となく、この壇上から債権回収のためのプロジェクトチームの設立の要請や対策室等の機構を組織をして、その事務に当たればどうかというふうに質してきましたが、きのうの答弁でもわかるとおり、前向きに物事を考えたいという市長の答弁でしたが、その行動を起こしてきた経緯、形跡はあるのか、副市長に答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） この債権回収の体制づくりにつきましては、議員のほうからも再三、指摘も受けて、昨年もそういうような課題としては出してきた経緯はあります。ただ、この中身については、一定、各課にまたがる部分も当然ありますので、行政改革の中でどのような方向づけ、中身的なものも検討する必要があるだろうというような中で、今回、24年度の行政改革の大きな検討課題として、債権の回収に向けた組織づくりをやっていこうということで、現在、作業部会が立ち上がって、検討もしております。大変、そういう意味で行動がおくれたことについては、大変申しわけなく思っておりますので、この24年度の秋ごろには、体制強化に向けて必要な成果を出していきたいというふうに思っております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に市長に、貸付金の原資は、郵便局の簡保資金で調達されておりました、国が4分の1負担し、市が4分の3を簡保資金で借り入れて整えたもので、返済について期間は最長で25年の元利償還払いで返済金利は当時の公定歩合から考えれば、2%前後の破格の低利融資とも言えるものであります。

本来、この事業は、市が手を出すべきものではなく、金融のノウハウを持った機関が行うべきもので、このように問題債権が出てくれば、金融機関ならそれに見当たった引き当てが要求されることになるのは当たり前のことであります。そのための金融庁の検査もありますが、いかんせん、自治体にはその仕組みがありませんので、市が手を出すべきでないという本質がそ

こにあるわけでありませぬ。

しかしながら、やったということですから、これは仕方がないことでありませぬ。これは先ほども言いましたように、国が25%、市が75%の負担割合の事業ですが、突き詰めていけば、市が貸付金を簡保から借り入れ、回収に失敗して巨額のこげつきを出しているという構図で、市は資金を提供してくれた郵便局や銀行に借りた金を返さない人にかわって、返済しなければなりません。最終的には、自己破産などで債務をかわされ、市民の税金を投入して解決を図る方法しか残されていないということになるのかもわかりませぬ。そう考えると、何ともむなしくなるのですが、この一連の住宅新築資金等貸付資金と債権回収に対して、市長のもう一度取り組む姿勢を聞きたいというふうに思ひませぬ。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 冒頭にお答えしましたように、この制度が始まったのは、一般のいわゆる我々の通常の社会の仕組みの中では、外れた人たち、不幸な歴史と不幸な人権差別によってという歴史がありますので、特例的にできた国の制度でございますけど、今言うように時限立法で期限がきて廃止されまして、今はそれはありません。したがって、今は通常の金融処理のやり方に基づいて、粛々と整理をするところに来ておりますけども、いかんせん、非常に経済的に弱い人たちばかりでございますから、なかなか回収が難しい。最終的にそれでは一般の税金で補てんするのか、方程式で言ひませぬと、そういう可能性もないではございませぬけども、そうなるまでに精いっぱいあらゆる法的な知識も駆使しながら、なるべく一般市税を導入しない形で借りた人が払うという責任と言ひませぬか、その借りた人の責任を全うしてもらうような形で、連帯保証人も含めて、これは行政もシビアな対応をせないかんのではないかと思ひませぬ。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） よろしくお願ひしたいと思ひませぬ。

次に進みます。

再生可能エネルギーの普及促進についてに移りたいと思ひませぬ。

前回の質問で、本市は全国でも有数の日照時間を誇る地域であり、太陽光発電を導入するのに非常に適している地域だということが確認できました。

実際に2011年2月から庁舎で最大出力30キロワットの太陽光発電システムが導入されており、実測での期待値エネルギーの調査が始まっています。

また、下ノ加江保育所においても、最大出力10キロワットの太陽光発電設備が稼働してお

り、本市における太陽光発電のポテンシャルが実測として明らかになっているところであり
ます。

具体的に市庁舎での実測値は、年間の太陽光電池出力電力量は、3万9,153キロワットア
ワーとなっており、これを再生可能エネルギー特別措置法による全量買い取り制度1キロワット
42円の買い取り価格で換算してみれば、最大出力1キロワット当たりでの年間買い取り額は
5万4,814円で、最大出力30キロワットのシステムでありますから、年間で164万
4,426円の収益を生む計算となります。

当初、予想発電量と対比すれば、5,390キロワットアワープラスで発電しており、本市に
おける太陽光のポテンシャルの高さを立証しています。

ちなみに、下ノ加江保育所は、年間の太陽光電池出力電力量では、1万2,083キロワット
アワーとなっており、売電収益は1キロワット当たり5万749円で、最大出力10キロワッ
トのシステムでありますから、年間で50万7,486円と試算ができます。

日本での太陽電池出力電力量は、平均で年間1キロワット当たり1,000キロワットアワー
と言われておりますので、比較をすれば、庁舎で全国平均の1.3倍、下ノ加江保育所で1.2倍
と実績エネルギー値は非常に高いことが実証されているところでもあります。私は、本市太陽光
発電システムを設置している場所や角度、方向については決してベストではないと思っていま
すし、まだまだ本市においてはポテンシャルの高い場所が多くあり、発電期待値も大きく膨ら
んでくるのではないかと考えております。この太陽光発電システムの実績評価について、まず
は市長に所感を求めておきたいと思えます。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 私は、時代の要請とはいえ、本市という小さな行政体ではよくやった
なと考えております。

しかし、十分かと言えば、まだまだ序の口、スタートしたばかりですから、今から時代の要
請にこたえて、特に原発の問題等もありますので、本市の日照率が全国的にも高いことや予算
も含めて、この制度は積極的にやるべきことではないかと、そういうふうに考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 前向きな答弁だというふうに思います。

行政が担うエネルギー自給については、さまざまな価値観からその必要性が叫ばれています。
先ほどもちょっと7番議員からが話がありましたけれども、人間の生活における生命維持装置
といっても過言ではないような、今の電力の電気の実態であります。電気がとまれば、水道も

とまります。情報もすべて遮断されます。だから、そういうふうなものについては、きちっと行政が担保していく責任もあるのではないかなというふうに思いますが、エネルギー自給の必要性について、環境課の観点から課長に答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） エネルギー自給の必要性につきましては、CO₂の削減・抑制による環境保全とあわせて、震災・津波被害時の電力確保の面からも市内で再生可能エネルギーを自給するということが大変重要であると認識しております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 続いて、総務課長に、総務課が所管する行政事務の中でエネルギー自給の必要性について答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えいたします。

総務課は災害対策担当をしておりますけれど、災害時は平常時以上にエネルギーの自給、特に電力の確保というのは重要な課題になると考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 続いて、これ総体で企画財政課長に質問してまいりたいと思いますが、エネルギー自給の必要性について、企画財政課の観点から課長の答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 議員からご指摘がありましたように、東日本大震災、福島第一原発事故以降、エネルギー政策は大きく変化をし、再生可能エネルギー、自然エネルギーに対する国民の希求が高まったというふうに認識をしております。

本市におけるエネルギー資源の主なものは、森林率85%の森林資源、あるいは年間降水量2,615mmの水力、そして先ほど言われました日射量、年間2,082時間の太陽光や風力等が挙げられると考えております。

私自身は、本市の持つエネルギー資源について、特に太陽光発電について大きな可能性があるというふうに考えておりますし、今回の予算案に計上いたしております調査委託費は、太陽

光に限ったものであります。過去、エネルギーは買うものであり、お金を払うものとしか考えられませんでした。再生可能エネルギー特別措置法の制定によりまして、本年7月からの全量買い取り制度が施行され、再生可能エネルギーに限っては、売れるものと位置づけられたと考えております。

本市のエネルギー資源をどのように活用していくのか、あるいはどのように売っていくのか、再生可能エネルギーが事業や産業として成り立つのか、まず太陽光発電に絞って調査を実施した上で、今後の可能性、事業化や産業化、エネルギー自給についても検討していきたいと考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） それぞれ3人の担当課長から、エネルギーの自給の必要性について、環境保全、防災対策、多分、企画財政課長は、売れるということですから、経済対策面からも答弁をいただきました。一様に再生可能エネルギーの自給の必要性を訴えていますが、市長はエネルギー自給の必要性をどのように認識しているのか、市長の答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 当面は、やはり電力会社、プロたる電力会社におんぶするところが多大であろうと思いますけども、やはり徐々に今の売電のシステムができましたので、個人個人、国民一人ひとりが可能な限り、自分のところの電力消費はもちろんでございますけど、それを売電できるという制度を活用して、ある意味、一定の収益になるんだという発想の転換が大事であって、それをすることによって、全体的に振り返ってみれば、歴史的に振り返ってみれば、いわゆるエコ対策であり、反原発でありというふう新しい時代に進むのかなと思いますから、画期的でないかと思います。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長のほうも、エネルギー自給の認識については、将来的なビジョンとしては大変必要性を認識されているというふうに思います。

ただ、今議会で再生可能エネルギー調査費が、先ほど企画財政課長のほうから答弁がありましたが、計上されております。

私は、杉村市政のエネルギービジョンが幕を開けたというふうに思っています。この調査費計上は、再生可能エネルギー特別措置法の施行を7月に控え、高知県の中でも一歩先を行く行政戦略であると率直に杉村市長を評価したいというふうに思います。

特に、特別措置法施行後3年間は、プレミアム期間とされ、エネルギーの買い取り価格、契約期間がプレミアム期間中は割高で設定されているため、何とか3年間のうちに軌道に乗せなければならないというふうに思います。この停滞した土佐清水市の経済の特効薬と期待をしているんですが、新たな産業としての可能性をどのようにとらえているのか、企画財政課長に一歩踏み込んだ答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） お答えをします。

再生可能エネルギー特別措置法では、買い取り価格、買い取り期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定めることとなっております。

調査を予定しております太陽光発電について申し上げますと、再生可能エネルギー特別措置法による平成24年度の買い取り価格は先ほど、議員からご紹介がありましたように、税込みで1キロワット当たり42円、買い取り期間20年としております。

今回の調査委託につきましては、遊休の公共用地、公共施設のうち、一定の要件、耐震性であるとか、標高であるとかを備えたものを対象にしたいと考えております。

基本的には、公共用地では、事業化の可能性など、公共施設では節電、余剰電力の売電、災害時の緊急電力確保などを想定しているところであります。

それぞれの地点での気象条件、立地環境、想定発電量、設備、事業規模の概略設計、施工性の評価、系統連結環境及び条件調査、災害リスク調査、事業スキームの提案、投資・採算性の調査、アクセス条件等の調査を予定をしているところであります。

それらの調査結果を踏まえ、本市においてどのような活用方法がベストなのか、事業化や産業化、事業スキームも含めて検討したいと考えております。

先ほど、議員からご紹介がありましたように、特別措置法の附則では、施行後3年間をプレミアム期間として調達価格、買い取り価格を定めるに当たり、特定供給者、売電する側であります。受けるべき利潤に特に配慮をするとされております。再生可能エネルギーの事業化や産業化を推進するという前提に立てば、いかに早く決断し、実行するかが採算性に直結するというふうに認識をしております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） しっかりとポイントを抑えられているというふうに思います。スピードを持って対応しなければ、7月1日から施行ということになりますから、それから3年間プレミアム期間ということですから、皆さんにプレミアムという一つの大きなおまけがつく

期間であります。そこをしっかりと担保しながら、事業展開に向けて邁進するということが大事であろうというふうに思っています。

それで、再生可能エネルギーの普及促進については、エネルギーの自給率を高める観点からの取り組みというのは、大切なことはわかりました。再生可能エネルギーは、その手段として位置づけられるべきものであろうというふうに思います。新たな産業の可能性、そして環境保全、災害対策など、有効な手段であるということは、皆さんそれぞれがお認めになっているところであります。

私は、新たな産業ということになってきますと、本当にこの電力ビジネスというのは、究極の地産外商ビジネスではないかなというふうに思います。清水の豊かな太陽の恵みを使って、電気という日本で今一番欲しがっているものをつくって、それをしっかりと売る仕組みが特措法の中で位置づけられる。逆に言うと国が保険をかけてくれるということがきちっと制度として、仕組みとしてなったわけですから、これを利用しない手はないわけであります。

では、具体的に本市としてどのように戦略を、そして道筋をもってこの再生可能エネルギー特別措置法を利用するのかということをお企画財政課長に示していただければ、ありがたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 太陽光発電を含め、本市の持つエネルギー資源をいかに活用し、普及させるかや、市民の環境意識や自然エネルギーに対する意識の醸成なども含め、国・県などの動向も見きわめながら、庁内に設置をしております再生可能エネルギー利活用プロジェクトチームで検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） その中で、ぜひ今からちょっと提案をしていきたいと思いますが、生かしていただきたいものがある。できれば、具体的に再生可能エネルギーの数値目標を立てていただければありがたいと思います。それを達成するための方策、それは再生可能エネルギー普及モデルやそれから資金調達の手法などを盛り込んだ再生可能エネルギー需給戦略というものをもとに策定をしていただければありがたいと思います。その策定をしたら、それを行動計画として市民の皆さんに示していただければありがたいと思いますが、企画財政課長の答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 議員のご指摘ありましたような事例で、例えば兵庫県では、県と淡路島、島内の3市が、あるいは神奈川県では太陽光パネルを大量一括調達をし、設置費用を可能な限り、売電による収益で賄うというような構想が進められているというふうにも聞いております。

また、再生可能エネルギーの自給自足については、千葉大学の発表によりますと、全国で52市町村が既にエネルギーの自給自足をやっておると。特に大分県であるとか、福島県の温泉地であろうと思いますが、地熱発電である町で1,284.8%というようなエネルギー自給を達成をしているというような事例があります。

確かに、きょうの高知新聞では、四国電力のサーチャージが本年7月より月額7,000円の電力消費家庭で、月額105円負担増となるというふうなことも報道されております。それらのことも踏まえながら、市民とどのような形でエネルギーの利活用が図られるかというのは、プロジェクトチームの中で検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） きょうの高新の話も出てきました。一応、四国電力管内は、九州電力に次いで、一番高い九州電力、次に四国電力ということですから、105円ということで、1カ月当たり105円がサーチャージ、付加金として取られるということになります。

7番議員の質問の中でもありましたけれども、電力料金が何倍にもなるということではないとは思いますが、そういうことも電力料金が上がるということは事実でありますから、ただ、付加金が、サーチャージ料が高いということはどういうことかと言いますと、その地域に対してポテンシャルが高いということを意味するということで、ご承知おきいただければありがたいというふうに思うところであります。

高ければ高いほど、その再生可能エネルギーの期待値が高ければ高いほど、当然、サーチャージ料は高くなるということになります。そこで高い発電が期待できますから、当然、その分についてはサーチャージとして上乗せをされるということになるろうと思います。

先日、三原村で開かれました高知県小水力協議会のセミナーにお誘いがあったものですから、参加をいたしました。新聞などでも報道されております。芳井堰における小水力発電を推進するために、三原村村民に対して事業説明とその協力を求めたものでありましたが、芳井堰の下流域は本市下ノ加江地区でありまして、下ノ加江川の生態系や水利など、三原村だけの問題ではありませんし、下ノ加江川は2級河川なものですから、河川法が適用される県の管理河川でもあります。当然、事業稼働させる前段では、県は無論のこと、本市に対しても何らかの話があらうと思いますが、再生可能エネルギーの推進については、広域での理解が必要不可欠であ

ります。このような背景の中で、事業規模2億円で200キロワットの小水力電力発電システムを芳井堰に設置をしようとするもので、村民と協議会の有志が設立する法人が折半で資金を出し合い、運営をしようというものでありました。このように幡多郡下でも大月町の風力発電をはじめ、宿毛市の運動公園斜面への太陽光発電計画など、全量買い取り制度、FLTというんですが、によって、再生可能エネルギーを取り巻く環境は熱を帯びていますが、市長はどのようにお考えか、答弁を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 先ほどもお答えしましたように、この買い取り制度が制度化すること、画期的なことだと思っております、今から大いに各市町村である意味、いい意味での競争が始まるのではないかと思います。

うちも太陽光はもちろんでございますけど、例えば波力であったり、風力だったり、可能性は幾つもあると思うんですが、当面、太陽光に力を入れて、もうちょっと強化したいと考えております。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 3・11の東日本大震災以降、国や県の掲げる政策の軸足が温室効果ガス削減による温暖化対策からエネルギー対策にシフトされつつあるように思います。しかしながら、地域の特性に合った新たなエネルギーをつくり出していくという視点からは、どちらの政策も変わることはありません。土佐清水市の豊かな自然からエネルギーを創出し、地域内で活用していくことは、そのまま地域の温暖化対策に結びつくことになり、生み出したエネルギーを再生可能エネルギー特別措置法に乗せて売電されることになれば、先ほど言いましたけれども、究極の地産外商戦略としての新たなビジネスチャンスが生まれ、地域経済を潤すことにもなります。

そのためには、行政は無論のこと、市民の皆様方に対して、再生可能エネルギー関連の情報をリアルタイムで流したり、資金調達システムの構築や相談窓口などの役割を果たす仮称ですが、土佐清水市再生可能エネルギー推進協議会設置に向けた取り組みができないか、市長の見解を求めたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） このことについては、非常に興味がありますので、十分検討したいと思います。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ぜひ検討してください。検討すると言っているのに、もう一步突っ込んだ話をして非常に申しわけないんですが、幡多広域で協議会設立ができれば、より効率的で、より効果的なエネルギービジョンが打ち出せるのではないかと思います。幡多広域事務組合や首長会議などでも提案をしていただき、その実現に向けた具体的な行動をお願いしたいと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思っています。

○副議長（岡林喜男君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 先ほどご紹介ありましたように、例えば大月では風力、宿毛では太陽光、三原では水力みたいに、ばらばら競争的に出てきておりますが、当面はお互い他の市町村の態度、出方を見ていると思うんです。ですから、今のところは即一本に思想を統一してできるというのは、ちょっといろいろまだまだ早いかと思いますけど、話題としては共通項がありますので、一応話題に出して、幹事会ありますので、そこでやらせたらどうかと思います。

○副議長（岡林喜男君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 先ほど、ちょっと三原の芳井堰の話をしました。あれは三原だけの問題ではなくて清水の問題ともなります。例えば、バイオマスについても、そういう形で三原だけでやろうと、清水だけでやろうとしても、ペレットそのものは足りませんから、当然、周囲から集めてくるという形になります。

それから、もう一つは、今ノ山の風力計画についても三原のほうと清水のほうとの境界、どちらのほうに対してもまたがるということになります。そういう状況、状況があるわけですから、できれば幅広い形の中で、ぜひそういう協議をしていただければ、非常にありがたいと。より合理的で効率的なビジョンが策定できるというふうに思っています。

それから、この場をかりて申しわけございませんが、先ほど市長のほうがある程度、議題には出してあげるという話をいただきましたので、できれば今、副議長が議長職を代行しておりますけれども、議長と相談をしていただいて、議会のほうとしてもできればそういう場面で、ぜひとも訴えていただいて、幡多全域の再生可能エネルギー推進協議会の設立に向けた投げかけをしていただくように、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（岡林喜男君） ただ今、13番橋本敏男議員より提案のありました件につきましては、議長と協議の上、検討いたしたいと思っています。

この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（武藤 清君） 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、12番井村敏雄君が所用のため、早退する旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうも皆さん、お疲れさんです。引き続き一般質問をさせていただきます。

まず最初に、交通対策について質問を進めてまいります。

この総合的な交通体系の見直しについては、私が議員になった10年前ころにもありましたし、その後何度か、見直しについては議会でも、行政でも、議論や取り組みがなされてきたところがございます。

しかし、具体的な一步を踏み出すところまでには至っておりません。現在の交通体系については、地域の過疎化や園や小中学校の統廃合等で複雑化をしております。車両の配置や運行面でも非効率になり、利用者にとっても使い勝手の悪い公共交通になっております。

私は、財政や地域活性化、高齢者福祉、住みよいまちづくり等の面からも、利用者のニーズに沿った総合的な見直しが必要だと考えます。そのためには全体の運行状況を詳細に把握をし、地域交通に関する住民アンケートなども重要になってくると考えます。

まず、それぞれの所管の運行状況について伺います。

最初に、園児の送迎のバスの運行状況について、福祉事務所に伺います。7園の運行区間とそれぞれの区間の乗車園児数についてよろしく願いをいたします。

○議長（武藤 清君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所に。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

保育園の通園バスの運行状況は、浦尻保育園と下川口保育園が2路線、その他の5園は1路線ありまして、全部で9路線の園児送迎バスを現在運行しております。

対象園児数は合計でよろしいでしょうか。24年度では、今年度は53名が対象児となっております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

もう1点、お聞きをいたします。

その7園の送迎バスの運行业務委託料について、これ平成22年度の決算額をお願いをいたします。

○議長（武藤 清君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

22年度の決算額が約1,251万6,000円となっております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 次に、学校教育課長にお伺いをいたします。

小中学校のスクールバスの運行区間と区間の乗車児童・生徒数についてお願いをいたします。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） お答えいたします。

平成24年度の児童・生徒送迎バスの運行状況について説明いたします。

下ノ加江小学校は、立石からのルートで8人の児童が利用しています。下ノ加江中学校は、布福祉センターからのルートで12人が利用、足摺岬小学校は旧松尾小学校からのルートで6人が利用、清水小学校は松崎からのルートで12人が利用、三崎小学校は斧積からのルートで20人が利用、下川口小学校は二つのルートで送迎しております。一つは有永からのルートで7人が利用、もう一つは大津からのルートで3人が利用しています。下川口中学校も二つのルートで送迎しております。一つは坂井からのルートで1人が利用、もう一つは大津からのルートで3人が利用しております。合計で7校に対し、8台で9路線を運行しております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。もう1点伺います。

小中学校のスクールバスの運行业務委託料について、小学校、中学校それぞれの平成23年度の決算額をよろしくお願ひいたします。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） お答えします。

平成23年度のスクールバス運行委託料につきましては、小学校のスクールバス運行委託料が7路線で645万9,713円、中学校の運行委託料が2路線で152万1,310円です。合計で9路線、798万1,023円となります。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 次に、企画財政課長にお伺いをいたします。

廃止路線代替バスの運行補助対象区間と乗車率について、西南交通、竜串ハイヤーそれぞれをお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 廃止路線代替バスの運行状況についてお答えをいたします。

まず、高知西南交通が運行している4系統につきましては、清水から布までが年間運行日数296日、輸送人員、年間でありましたが1,796人、1日当たり6.7人となっております。次に、下ノ加江から布まで、運行日数同じく296日、輸送人員254人、1日当たり0.9人、清水から窪津経由で足摺岬まで、運行日数が365日、輸送人員1万1,620人、1日当たり31.8人、清水からグリーンハイツ窪津経由で足摺岬まで、運行日数が296日、輸送人員4,664人、1日当たり15.8人となっております。それぞれの1日当たりの便数につきましては、布と清水間が往復1便、下ノ加江と布間が往復1便、清水発窪津経由足摺岬間が、グリーンハイツ周りを含め往復5便となっております。

次に、竜串見残し観光ハイヤーが運行している4系統についてお答えをいたします。

こちらはすべての系統とも年間運行日数は296日となっております。竜串から有永までが輸送人員130人、1日当たり0.4人、竜串から坂井経由有永まで、輸送人員624人、1日当たり2.1人、竜串から宗呂上まで輸送人員340人、1日当たり1.1人、竜串から清水経由で竜串まで帰る便につきましては、輸送人員2,730人、1日当たり9.2人となっております。

次に、1日当たりの便数ではありますが、系統別に申し上げますと、少しわかりにくいと思いますので、上り下り便でお答えをいたします。

有永発坂井・竜串経由清水行が1日2便、有永発竜串行が1日1便、宗呂上発竜串経由清水行が1日1便、これが上り便であります。下り便といたしましては、竜串発有永行が1日1便、清水発竜串行が1日1便、竜串発宗呂上行1日1便、清水発竜串経由有永行が1日2便となっ

ております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

続いて、質問を企画財政課長にお伺いいたします。

廃止路線代替バスの運行費補助金額について、西南交通、竜串ハイヤーそれぞれの平成23年度の決算額をお願いします。

○議長（武藤 清君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 平成23年度の交通事業所ごとの廃止路線代替バスの補助額についてお答えをいたします。

高知西南交通に対する平成23年度の廃止路線代替バス運行補助金は、4系統合計で1,623万円、竜串見残し観光ハイヤーに対する補助金は、4系統合計で602万3,000円となっております。2業者を合わせ廃止路線代替バス運行補助金の総額は2,225万3,000円となっております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

もう1点、企画財政課長に質問をいたします。

現在、国の補助事業等を活用して、交通体系の見直しを検討しているということですが、その内容についてお願いします。

○議長（武藤 清君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 交通体系見直しの現状、進捗状況についてお答えをいたします。

本年度、県補助金の採択を受けまして、協働による地域内移動システム構築事業を現在実施をしております。その進捗状況を主体にお答えをいたしたいと思っております。

公共交通を含め、交通体系の抜本的な見直しは、過去何度となく論議をされてまいりました。先ほど議員からもご指摘がありましたように、ただ論議はされましたが、抜本的な見直しには至っていないのが現状であると認識をしており、今回の事業で新たな移動システムを来年4月には稼働させるという思いで実施をしているところであります。

まず、平成24年4月10日に庁内にプロジェクトチームとして福祉事務所、学校教育課な

どを含む関係各課6名で庁内検討組織を立ち上げたところであります。

プロジェクトチームで補助事業の概略と事業イメージを共有した上で、NPO法人ノアズアークに事業を委託をし、交通空白地域や廃止路線代替バス路線のみの下ノ加江地区、下川口地区、三崎地区の主な集落など、23集落950世帯を対象に、各世帯の詳細なニーズ、自家用車の保有状況でありますとか、移動手段や移動の目的、移動回数、移動時間帯などの対面による聞き取り調査を今月末を目途に実施中であります。

これらの市民のニーズの集約と分析、本市における生活路線バス、廃止路線代替バス、保育所通園バス、小中学校の通学バスなどの運行状況、ダイヤ、利用人員、乗車人員などの把握、市内タクシー事業者や高知西南交通、市内医療機関などに対するヒアリング調査を実施をし、新たな移動システムの作成を専門業者に再委託をし、その提案をベースとして、市内各団体が組織をした合議体、誰でもおでかけ委員会で検討を重ね、最終的な移動システムを決定していくとするものであります。

委員会のメンバーには、下ノ加江、下川口、三崎地区の区長会長、交通事業者3社、市P連の会長、社会福祉協議会、医師会、庁内の関係課長などで組織をし、オブザーバーとして高知県交通運輸政策課にも参加を願っております。

現在は、市民ニーズ調査の集約中でありまして、8月末を目途に一定のたたき台を作成することとしております。

本年10月には、新たな移動システムの運行形態、運行ダイヤ、料金等を決定し、市民への宣伝周知を図りながら、来年4月には新たな移動システムを稼働させたいと考えています。

以上であります。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 内容について伺いました。私も企画財政課長が今、進めていっているような状況の形でしっかりとした対応が必要だと思います。

そういう点からも先ほども話もありましたが、今までのような調査、構えだけで終わらずに、必ず第一歩を踏み出して、実現に向けて10月には必ずスタートの準備ができるような形につくり上げていただきたいと思います。

続いて、次に、デマンド交通システムについて市長に伺います。

これは、今、課長から答弁がありましたことも含めて関連をしますので、そういうおつもりでお話を聞いていただきたいと思います。

先ほど、各課長からバスの運行状況と運転業務に係る費用、見直しなどについて伺いました。運行に使用する送迎バス台数だけでも12車両を超えています。それに廃止路線代替バスの

車両も加わりますから、車両だけでも大変な台数になります。車両全体の効率性を高める必要が当然出てくると思います。そういう点も含めて協議をされていると思います。

それから、運転業務費用については、年間で見ると、園児送迎、それから小中学校、それから廃止路線代替バス、すべて合計をしますと、4,279万円を超えます。それに今、生活バス路線運行維持費補助金の1,075万円が加わりますから、財政面での効率も考える必要が大いにあると思います。

すべての場面で、交通体系の利用効率を高めるために、デマンド交通システムの活用を提案をしたいと思います。

デマンド交通とは、ご存じとは思いますが、事前に電話などで予約をした人の家や指定する場所を順次回りながら、それぞれの目的地でおろす乗合タクシー方式の交通システムです。デマンドとは需要、要求という意味で、言葉のとおり、目的地へ直接行けるなど、路線バスに比べ多様な需要に対応しやすいのが特徴であります。デマンド交通システムは、自治体をはじめ商工会や社会福祉協議会など、さまざまな機関が協力し合って運営をされております。

少子高齢化の進展する中で、地域交通の確保、充実、高齢者福祉や住民サービスの向上、地域の活性化など、地域のさまざまな場面で貢献が期待をされると思います。

このシステムが導入されている自治体は、全国で約36自治体を超えております。平成14年1月の福島県の小高町、現在は合併してありませんが、ここを皮切りに全国の自治体で導入が広がっております。

自治体、商工会、社会福祉協議会など、さまざまな機関が運行主体となり、住民サービスの向上と地域の活性化を実現しております。

隣の四万十市では、総務省のICTふるさと元気事業交付金や国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金3,463万1,000円を活用して、平成23年3月に運行を開始をしております。

国の補助制度が活用できるので、本市もデマンド交通システムを導入し、生活路線バスとの接続の改善、各送迎バス等の効率、利活用を図り、地域のニーズに合った新しい公共交通体系を確立していただきたいと思います。

導入について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） デマンドにつきましては、これは本当に利用される側にとっては、非常に便利でいいと思いますし、仕組みそのものはいいと思うんですが、今、企画財政課長も答弁しましたように、せっかく実態調査をしておりますので、それをもとに来年度以降、全体的

にどういった網をかぶせてシステムが組めるかと、それからそれでどうしても一体的に組めない人たちがいるしはシステムについてはどうするかと。全体的に検討してもらっているわけです。来年は中学校も統合の予定でございますし、さらには各病院へ通院される方も交通弱者も多うございます。買い物も清水へ来たくてもこられない人もだんだんおりますし、そういう意味でのいわゆる交通弱者が多うございますので、保育園児、小中学生、それから一般の人たち、それから交通弱者も含めてどのような仕組みができるか、基本的にやろうというのが企画財政課長の答弁した仕組みでございますけど、あなたはそれとはちょっと外れて、その中に入るかもわかりませんが、とりあえずデマンドという質問でございますけど、否定はしませんが、それも含めて今言うように企画財政課で検討しておりますから、一応、その答申を受けて、どうするかを考えたいと。それからどうしてもその仕組みで入れないということになると、今度はデマンド方式も含めて、どのような別途の仕組みが考えられるのかと、そういうふうに順次、順を追って検討したらどうかと考えておりますけど。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 先ほど、企画財政課長から答弁がありましたけど、せっかく今、交通の現在の状況について、さまざまな角度から調査をしておるわけですね。その中にデマンドシステムを加えると、より効率的な今言う高齢者も含めた人を戸口から戸口に届けてあげるシステムができると。例えば、今の地域交通バスは、定期バスでありますから、決められた時間に決められたところに行って帰ってくると。結果的にお客がおろうとおるまいと、空でも走らなくてはならないというシステムです。

先ほども話をしましたけれども、このデマンド交通というのは、必ず利用者があって動くバスです。そういう点では本当に効率のよい、無駄のないシステムです。そのシステムと今言う送迎バスとかとそれから福祉バスなんかについても、すべての検討の中に入れて進めていくと、より効率的な運行体系が組めると思いますが、その点について企画財政課長、どのようにご判断をしていただけるでしょうか。答弁をいただきたいと思っております。

○議長（武藤 清君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 議員ご指摘のように、デマンドシステムにつきましても、当然、地域の実情に応じて、地域によってはそれが効果的という部分も出てくると思っております。

ただ、先ほど言いましたように、今、現段階ではニーズ調査、市民のニーズが一体どこにあるのかというのを調査をさせていただいていることと、定時運行である通学バス、通園バスの廃止代替生活路線という状況も把握をしながら、市民のニーズと合った形で全部同じ形式じゃ

なくて、ゾーンによっては違う仕組みというのは必要になる可能性もあるという判断もしておりますので、当然、デマンド方式も全体の中の一つの選択としては入りますが、定時運行とデマンドをどんなに組み合わせをするのかということも含めて、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 市長に、また改めて質問いたします。

今、課長のほうからお話もありましたけれども、今の検討の中に必要性も含めて、そういう要素が必要となれば、ぜひ検討の中に入れていただいて、デマンド交通についても導入についてしっかりと研究対応をしていただきたいと思いますが、その点どうですか。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） その方向で結構だと思います。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。よろしく対応をお願いしておきます。

続いて、ごみ問題について質問します。

ごみ問題については、循環型の社会の形成が世界の流れになりつつあります。日本でもヨーロッパよりかなりおくれて、2000年によりやく環境型社会形成推進基本法が制定をされております。

既に12年を経過をしております。この基本法は、廃棄物についての考え方を従来の適正処理、リサイクル優先から資源を有効的に利用していくことに改め、資源循環の基本原則を定めております。そして、廃棄物に対して、第2条で社会の物質循環の確保、もう1点は、天然資源の消費の抑制、循環負荷の低減という三つの観点から対応すべきということを決めています。

ところが、日本のごみは、環境省の資料でもその後、ほとんど減らず、本市でも依然として深刻な事態となっております。

環境課長に伺います。

環境型社会形成推進基本法の基本的な枠組みをお答えをお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 循環型社会形成推進基本法の枠組みについて、少し長くなります

が答弁させていただきます。

大量生産、大量消費の社会構造は、豊かな社会を実現しましたが、その結果、使い捨て文化が進行し、日常生活や事業活動から多種多様な廃棄物が発生し、増大しました。

これを受け、国においては、平成12年に環境基本法の理念にのっとり、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた循環型社会形成推進基本法が制定されました。

国、地方公共団体、事業者、国民の責務や排出者の責任、生産者はみずから生産する製品の再利用や処理についても、責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定されております。

ごみ処理の仕組みとしましては、1、発生抑制（リデュース）、製造者はリサイクルや長期使用を視野に入れた製品の企画・製造を行う。販売者は容器包装の簡素化、消費者は無駄な容器、包装を断る。物を大切に長く使う。2、再使用（リユース）、使い終わったものをできるだけ繰り返し使用する。ビール瓶の返却、フリーマーケットの運用など。3、再生利用（マテリアル・リサイクル）、再使用できないものを原材料としてリサイクルする。4、熱回収（サーマル・リサイクル）、資源としてリサイクルできないものは、焼却してその熱の利用を行う。5、適正処分、どうしても使えないものだけ、環境に影響がないようにきちんと処分を行うという優先順位によって対策をすることが明記されております。

この法律の基本的枠組みとしましては、一般廃棄物処理法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法をはじめ、個別のリサイクル法としてグリーン購入法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などが次々と制定、改正がなされて、法整備が進められているところであります。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 環境課長が答弁がありましたように、基本的な枠組みを定め、そのもとで廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、容器包装、電気、自動車、建設、食品リサイクル等の法律が定められております。

課長から答弁がありましたように、3Rを法律に明記をしております。この法律では、一般的な規制として、汚染者負担の原則として、排出者の責任や拡大生産者責任である製造、使用、販売業者に廃棄の段階まで責任を負うことが先ほど、課長から説明がありましたように、定められております。

しかし、基本法は、定められましたが、実際の政府・環境省のごみ行政は、拡大生産者責任の導入を先送りにしておりまして、従来の出たごみをどう始末・処理するかという考え方の施設中心、焼却中心のやり方を少しも変えておりません。そのため、それぞれの法制度についても設計、製造段階から廃棄物の発生回避、リデュースを進める実効性のあるものになっており

ません。そのため、自治体や住民は、希望の見えない廃棄物行政のもとで、大変な苦勞を強いられております。環境課長にお伺いをいたします。ごみ処理に係る経費について、お答えをお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） ごみ処理の経費につきましては、幡多クリーンセンターへの負担金、市内3業者への収集委託料、ごみ袋販売委託料などからごみ袋販売代金等を差し引いた額、平成23年度分で2億3,536万1,947円となっております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。ごみ処理の経費については、環境課長より答弁がありましたように、本市の財政状況からして、2億3,500万円という経費は、大きな財政負担になっていると思います。

これ、市民1人当たりになると、年間約1万4,700円にもなります。また、本市は、焼却施設の撤去の問題も残っておりますから、大変な市民等の負担になります。ごみ問題は財政だけではなく、まさに環境問題です。有害ごみも発生、埋め立て廃棄やごみの大量廃棄、そして大量焼却、大量リサイクルは資源の枯渇や温暖化ガスの排出など、地球環境に大きな負荷を与えます。地球の資源は有限であることははっきりしております。しかも人間活動によってオゾン層の破壊や大量の温暖化ガスの排出による地球の温暖化など、地球規模での環境破壊が深刻になっております。

本市においても温暖化により、私、ポンカン栽培をしておりますが、ポンカン栽培が難しくなってくるような状況も生まれております。

資源環境を守る課題は、私たち人類に突きつけられた待ったなしの緊急課題であると私は考えます。自治体も住民もごみの発生を回避するためにどうしたらよいのかを真剣に考え、ともに行動していくことが今、強く求められていると思います。

環境課長にお伺いをいたします。

ごみの発生抑制、減量をどのように進めていくのか、答弁をよろしくお伺いをいたします。

○議長（武藤 清君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 本市のごみの全体排出量は、年々減少傾向になっておりますが、まだまだ十分な取り組みとは言えない状況であります。これからもごみの発生・排出抑制に係る啓発を推進し、資源ごみ分別の徹底、ごみを発生させないための3R、リデュース、リユース

ス、リサイクル、発生抑制、再使用・再生利用の積極的な推進などともにごみの減量は一部の方だけが取り組んでも解決しないことから、市民、事業者、行政の3者が一体となって協力し、発生及び排出抑制のための施策を推進していく必要があると考えております。

本市においては、平成8年に策定した一般廃棄物処理基本計画が策定から16年経過しており、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていく上でも、新たな計画を策定し、ごみ処理を進めていくことが必要となっていることから、今年度、計画の見直しを行う予定であり、5月に廃棄物減量等推進審議会委員も委嘱し、ごみの発生抑制と減量化についてご意見をいただきながら策定を進めているところであります。

また、粗大ごみにつきましては、排出量が年々増加しており、ごみ排出量の抑制とリサイクル推進に最も効果のある有効な手段として、ごみ処理の有料化が挙げられていることから、粗大ごみ有料化の導入につきましても、検討がなされております。

本市の粗大ごみ有料化につきましては、来年度実施を目指しておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 環境課長、環境課も本当にご苦労さんであります。

ごみをどのように減らしていくのかについて、環境課長から答弁をいただきました。

私は、基本として、ごみ問題を資源、環境問題としてとらえること、そして世界にならって企業活動に対するルールをきちっと確立すること。同時に自治体、住民が意識を改革して、具体的に行動していくことが、ごみ問題解決の大きなかぎを握っていると思います。これは、ただ今課長からのお話がありましたとおりです。

このような観点から、市長に環境型社会ゼロ・ウェイスト宣言について、お伺いをいたします。

ゼロ・ウェイストとは、産業界、行政、市民の協力のもとに資源をなるべく無駄にしない。廃棄物は再利用化していくという社会を目指しているところにあります。

また、ゼロ・ウェイストを提唱している自治体においては、期限を決めてそれまでの期間に、廃棄物の焼却埋め立てをできるだけ減らしていくといった取り組みを推進しているのが大きな特徴でもあります。

ゼロ・ウェイストの考え方は、単にウェイスト、廃棄物をゼロにするだけではなくて、さまざまなウェイスト、無駄をなくするという点を重視している点で、広い概念を含んでいると私は思います。

自治体におけるゼロ・ウェイストの推進は、主にアメリカ、セントローレンス大学教授のポ

ール・コネット博士が提唱しております。これに賛同した各国の自治体が、ゼロ・ウェイスト宣言をし始めております。

1996年にオーストラリアのキャンベラから始まり、大きく進んでいるのはニュージーランドの50%もの自治体です。日本では、徳島県の上勝町で町長がポール・コネット博士の呼びかけに応じて、ゼロ・ウェイスト社会実現に賛同して、2020年までに焼却埋め立てをなくしていくという宣言を行っております。徹底的な再資源化を目指して、ごみの分別は14分別にものぼります。住民は協力して、ごみの分別を実行しております。

どれだけの成果ができるかは、これからの取り組み次第ですが、今までの廃棄物処理政策から大きくかじを切ったということについては、確かだと思えます。

今、脱焼却、脱埋め立てを明確に打ち出して、ゼロ・ウェイスト社会の実現に向けて踏み出すことが、世界の潮流となりつつあります。市長のごみ政策として、このゼロ・ウェイスト宣言をぜひお願いをしたいと思えますが、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ここへ資料をいただいておりますけど、方向性と言いましょうか、考え方は理想に近い大変いいことだと思えます。

問題は、我々のように市町村長という1日のごみを処理する立場から言いますと、毎日、膨大に出てくるごみ処理を直ちに今日、ただ今処理することから考えますと、当分の間は、今の施設で焼却しながら、なるべくこの方向へ転換すると。そういうふうに緩やかな方向性をもってやらないと、ぴしっと切ったようにはなかなかいかんのかなと思えますが、十分検討に値すると思えますので、研究してもらいたいと思えます。担当者に。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

今の日本の環境型社会の実現のための法律には、先ほども課長からも答弁がありましたけれども、3Rの必要性など、拡大生産者責任などについても実際にはうたわれております。けれども、実際には実効性のあるものになっていないのが現実であって、現にこういう基本的な法律ができながら、片一方では焼却・埋め立てが進められているというのが本市を中心にする幡多地域での溶融炉を中心に進められているごみ問題であると思えます。

こういうような流れの中で、やはり住民を巻き込んだ啓発という形に発展をさせていくためには、どうしても今の法の効率性を実効性を高めていく必要があると思えます。

そのためには、今、決められている基本法の趣旨、内容が実行に移せるような、やはり住民

とか、自治体とかの働きがなければ、どうしても実効性のあるものになっていかないのではないかと私は考えます。

そういう点からも、そういうごみをゼロにしていくという観点で、各自治体が次々に歩み始めていきますと、今の焼却中心、埋め立て中心のごみの処理の問題が、どこがどうなのか、どこがどういう問題があって進んでいかないのかということが、明らかにできて、その中でせっかくなすばらしい法律、実効性のないところを実効性のあるほうに改革を進めていけるのではないかと考えますが、その件について市長のお考えをお願いします。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） えらい理屈っぽいことを言って恐縮でございますけど、まず人間が生きていくために何でゴミが出るか。つまりこれは人間の歴史、文明の歴史と言いましょか、大きな大きな長いスパンの生き物の、特に人間の生き方によると思います。

我々も戦前の人間でございますけど、子どもの自分は、ゴミなんか浜へちょっと捨てて、大波が来たらかっさらってみたいな、そういう掃きだめというところがありまして、みんな各家庭からちょっとゴミを出してためて、年に2、3回来る大波で消えていった時代があったんですけど、最近是有料で全部取ると。完全に。そしてあなたがおっしゃるように、焼いたり、埋めたり、セメントでこかしたりいってますけど、やはりこれは根本的には、人間の生活はどうあるべきかという哲学に入っているのではないかと思うんですが、そんなことを言っても、きょう明日の処理になりませんので、当面どうするかということで、先ほど言いました我々市町村長も含めて、自治体も含めて、法律によって現実の処理を焼却を中心にやっておるわけでございますけど、今言いましたゼロ・ウェイストというのは、方向性は私、いいと思うんですが、そうすると人間がどういう生活をしていって、どういうレベルの生活でやっていくかという生き様から議論しないと、なかなか毎日毎日出てくるわけですから、一方では、失礼ですけど、売る側はこれでもか、これでもかと売ってくる。我々は便利やから買う。消費する。そしてゴミで捨てる。この繰り返しでございますので、根本的に議論しないと、きょう明日の解決にはいかんかなと思います。しかし、あなたのおっしゃるように方向性としてどうなのかと言いますと、これは理想でいいことです。それはそういう方向で研究していくことはやぶさかではないとこのように考えております。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございます。

また、時間がありましたら、その件については、市長ともまた論議を深めていきたいと思ひ

ますので、よろしく願いをいたします。

続いて、介護報酬改定について進めてまいります。

4月に介護報酬が改定をされましたが、要支援については、国も示しているように、介護予防訪問介護サービス提供時間は、今回の改定で変更はないとしていますが、従来どおりにこの対応がされているのかどうかについて、健康推進課長にお伺いをいたします。

○議長（武藤 清君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

国では、訪問系介護サービスのうち、訪問介護、ヘルパーの派遣のことではありますが、時間区分の見直しにより、介護報酬の改定が行われました。

しかし、介護予防訪問介護につきましては、介護報酬のみの改定を行い、サービスの提供については、利用者の状態の変化や目標等を踏まえて、自立を促す観点から、必要に応じて見直すこととして、時間については触れておりません。

本市におきましては、介護予防訪問介護につきましては、今回の介護報酬の改定により、利用者の生活機能の改善状況等を含め、自立支援の観点から、また利用者の立場に立ち、サービスの内容、提供時間を利用者本人、地域包括支援センター、訪問介護事業者の3者で協議して、計画の見直しを行っております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございます。

答弁によりますと、関係者、利用者との協議・話し合いをしながら、対応しているということですが、介護予防訪問介護サービス提供時間の状況をお聞きしますが、改定前までのサービス提供者数と改定後のサービス提供時間へ変更があったのかどうか、内容について数字でお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

平成24年3月末で、介護予防サービス計画を作成している要支援者は、要支援1が94名、要支援2が86名、合計で180名となっており、そのうちの88名が介護予防訪問介護、ヘルパー派遣を利用しております。

今回の法改正によりまして、介護予防訪問介護計画の見直し変更がない方、変更がない方は

38名、見直し変更によりサービス時間の減少となった方は50名となっております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

答弁によりますと、介護報酬改定後、88人のうちの50人に変更があったと。実質、その半分以上の利用者のサービス提供時間が現実的に縮小をされておると。この現実について、担当課としてどのように受けとめておられるのか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（武藤 清君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君自席）

○健康推進課長（山下 毅君） お答えします。

通常のケアプラン、介護サービス計画は、事業所のケアマネジャーが作成しておりますが、この介護予防に関しましては、地域包括支援センターのケアマネジャーが作成しております。

提供時間は、ケアプランには明記されておりませんで、ケアプランに基づき、事業者が作成する介護予防計画書に明記されています。その介護予防計画書は、提供時間を含めて、利用者 と包括支援センター、サービス事業者の3者で協議して、利用者本人、家族の同意を得た上で実施しております。

また、地域包括支援センターは、利用者の意向、心身の状態等を確認しまして、3カ月に1回、または必要に応じて、随時、提供時間を含めた計画の見直しをしております。

今回の改正につきましても、利用者の希望、意向を踏まえて、利用者にとって介護予防の効果を最大限に発揮し、自立した生活を営むことができるように工夫すること。例えば、ぞうきんがけでヘルパーが掃除していたものをモップがけにすることにより、利用者本人が掃除ができるようになって、自立支援となったなどを主眼に置きまして、見直しをしております。

市としましても、今後とも利用者の立場に立った自立支援のためのプランの作成、実行を利用者、地域包括支援センター、サービス事業者の3者が一体となって運用できるよう指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 6番。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございます。

確かに担当課はじめ、地域包括支援センター、さまざまな事業者も含めて、本当にご苦労なさっていると思います。結果的に、国の制度に従って対応せざるを得ないような状況になって

いるのが現実だと思います。

その事業者について見てみますと、2003年の4月に介護報酬が2.3%下げられております。それから2006年4月に2.4%削減をされております。そしてまた今回の介護報酬の改定であります。

そういう状況の中で、事業者も大変、ヘルパーも大変と、そういうような状況になっております。

そしてまた、介護サービスの利用者から見ても、事業者1人当たりの介護給付費で見ると、これは厚生労働省の介護保険事業状況報告書を見ての数字であります。月額で2000年度で大体16万円だったものが、2008年度は13万4,000円、結局、2万数千円も減少をしております。これは2005年度の法改正、そして2006年度の制度の見直しの影響などによって、利用者が制度を利用しにくい状況が生まれている結果だと思います。

それで、今回についても、担当課はじめ、地域包括支援センター、本当にご苦勞をされております。

そういう中で、本当に介護予防訪問介護サービス、この目的が利用者の立場できちっと果たされるということが一番大事だと思います。

そのためには、やはりヘルパー、ヘルパーは、家政婦ではありません。きちっとした専門技術をもった人です。ですから、この専門技術が介護予防としてしっかりと現場で活かされる状況、そういう時間の確保というのは、当然必要だと思います。健康の問題も含めて、この要支援の人たちの生活を自立をしっかりと支えていく、そのためのヘルパーさんの技術がしっかりと活かされる時間というのは、当然、確保してあげないといけないと思います。そういう点では、時間は確かに影響がない。国は時間をつついていない。介護報酬だけですとQ&Aは示しています。けれども、実際に事業者としては、報酬を上げられて、同じ時間でやってくれと言っても、これ無理ですよ。実際のところ。事業者も経営が成り立っていないといけませんので、そういう矛盾をした形のこういう改革は、本当好ましくないし、数字で見てもわかるように、結果としては50%の人が時間を削減されるという状況が生まれているのが現実です。本当に、担当課、骨を折っていただいて、本当にうれしいことですが、今言ったように、きちっとこの目的が要支援に対する目的が、この制度の目的がきちっと果たされるように、それでヘルパーさんの技術がしっかりと活かされて、そして利用者にはっきりそれが伝わっていくように、利用者の助けになるようにしていくために、ぜひ、担当課として力を尽くしていただきたいと思います。

済みませんが、最後になります。この件について、一言よろしく申し上げます。

○議長（武藤 清君） 健康推進課長。

(健康推進課長 山下 毅君自席)

○健康推進課長(山下 毅君) 先ほども申しましたが、包括支援センターのケアマネジャーは、利用者の立場に立ったケアプランというものがもともとと申しますか、元来、利用者の立場に立った利用者の生活をよくする、改善するためのものでありますので、その点に留意しながら、そしてまた、ヘルパーの資質向上のための研修についても今後検討していきたいと思えます。

○議長(武藤 清君) 6番。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) どうもありがとうございました。これですべての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(武藤 清君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月20日午前10時に再開いたします。ご苦労さまでした。

午後 1時54分 延 会